

平成 31 年度

西山小学校いじめ防止基本方針

名古屋市立西山小学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「なかまと学び 夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、児童が十分に理解することができるようとする。
- いじめを受けた児童の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、家庭、地域、関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致団結して対応する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。

「いじめ等対策委員会」の構成員

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 校務主任 保健主事 学年主任 生活指導主任
教育相談担当 養護教諭 当該学級担任 子ども応援委員会コーディネーター
スクールカウンセラー等

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童とふれあう時間（休み時間、昼食、清掃、授業後などの時間）をできる限り多くとる。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など、「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止める等の指導を最優先する。

4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感や自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童のコミュニケーション能力を育み、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことができる人間関係や学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画、計画、実践を進める。

(1) 道徳・人権教育

- ・ 道徳教育、自殺予防教育、いじめ防止教育等を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは人にしない」等、他を思いやる心、自他の命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉に対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加し、活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人が授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生活指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、「人と関わることの喜びや大切さ」に児童が自ら気付いたり学んだりする機会を設定する。
- ・ 児童が何かを体験すればよい、児童同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取り組みにおいて、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、自分たちにできることを主体的に考えて行動することができるよう働き掛ける。

《学校全体での取り組みや活動》

「ペア学年での活動（集会や読み聞かせ等の交流）」「分団会、分団登下校」

「地域の方とのふれあい給食会」「学区の清掃活動」

【1年生】学区探検での学級や学年の友達、教職員とのふれあい活動

幼稚園児との交流会、地域の方との昔遊び体験

【2年生】学区探検での地域との交流

【3年生】学区ガイドマップ作りを通した地域との交流

【4年生】2分の1成人式 助産師を招いての命の授業

【5年生】中津川野外学習 就学時健康診断の補助

【6年生】1年生の清掃補助 修学旅行

5 早期発見の取り組み

学級や委員会・クラブ活動、部活動など、学校生活全ての場において、児童をきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、生活ノート（班日記等）の点検等を計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで、早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 学校生活アンケート

- ・ 「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」といった診断結果を基に、児童個々への対応や学級集団づくりに活用する。

(3) 定期的な記名式のアンケート

- ・ 学校生活や友人関係について尋ねる記名式のアンケートを実施し、結果を基に児童全員の教育相談を行う。アンケートによって悩みやトラブルを抱えている児童を把握し、早期解決を図ることで、いじめを未然に防ぐ。

(4) 緊急的な記名式のアンケート

- ・ 重大事態が生じたとき等に、事実関係を把握するために必要があると判断した場合は緊急的に記名式のアンケートを行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という教職員の姿勢や決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するように呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ (2)(3)でのアンケートの結果等を基に、前期と後期の2回、教育相談週間を設定し、全ての児童を対象として教育相談を行う。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も行うことができるようとする。

(6) 保護者や地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するよう努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡を入れるよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルに入れておく等、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

6 いじめに対する措置（重大事態、警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会や関係機関等と連携し、対応に当たる。特に、児童虐待や重大ないじめ、自死等につながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けた時の対応

- 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から関わりをもつようとする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込みず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 以下のような「重大事態」に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案が発生した場合は、速やかに電話で教育委員会に概要を報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する。
- ※ また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- 状況に応じて、所轄警察署、法務局、児童相談所等、関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」等、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- 状況に応じて、子ども応援委員会、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行うようにする。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うことができるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」の他、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を全員に理解させるようとする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみに終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようとする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害、不適切な書き込み等については教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きのサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメール等を利用したいじめ等については、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めるよう折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに、問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

いじめ防止のための校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめ防止等に関わる取り組みについて自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ

直接目撃した
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉等)

通報・相談を受けた
(本人、他の児童、保護者等から)

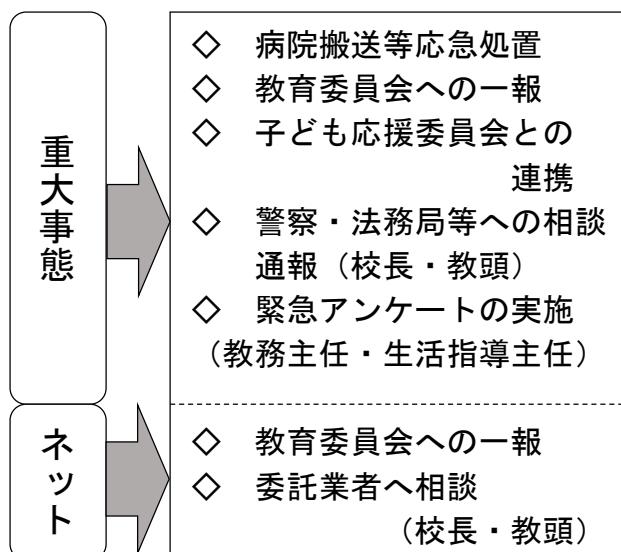
その場で制止・指導
(軽視、見て見ぬふりをしない)

真摯に傾聴
(軽視、後回しにしない)

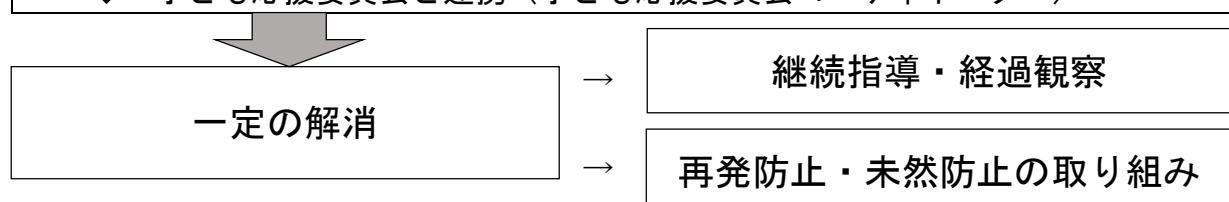
「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速かつ正確に報告

校長 教頭 主幹教諭 教務主任 校務主任 保健主事 学年主任 生活指導主任 教育相談担当
養護教諭 当該学級担任 子ども応援委員会コーディネーター スクールカウンセラー等

- ◆ 情報の共有
↓
- ◆ 対応策の検討・協議・決定
↓
- ◆ 関係児童に関する情報収集
↓
- ◆ いじめの有無の確認
↓
- ◆ いじめの認知・判断



- ◆ 被害・加害児童の保護者への連絡、家庭訪問（担任・教務主任）
- ◆ 被害児童の安全確保、心のケア（養護教諭・スクールカウンセラー）
- ◆ 加害児童への指導、別室指導等の措置（学年主任・生活指導主任）
- ◆ 聴衆、傍観者への指導（学年主任・生活指導主任）
- ◆ 謝罪等の場の設定（教頭）
- ◆ 客観的な事実（聞き取りの内容等）を時系列で正確に記録
- ◆ 子ども応援委員会と連携（子ども応援委員会コーディネーター）



西山小学校年間計画

学期	月	学校行事	生徒指導・教育相談	学活・保健・道德	道徳・特活	会議・校内研修
1	4	始業式 入学式	・前年度のhyper-QU(4・5年) の結果を活用した引き継ぎ(要支援群) ・要支援群以外の児童に、気になる児童や特別に指導が必要な児童を把握し、全職員で共通理解		・いじめ防止教育 プログラム (1~3年) ・トラブル防止!話し方教室 (4~6年) ・自分の気持ちを伝えてみよう	いじめ等対策委員会①
	5	運動会	・第1回hyper-QU実施 (4~6年) ・ヘルシングナル把握と対応 ・全職員で共通理解	・自殺予防教育授業 (4~6年) ①パンフレットチェック		いじめ等対策委員会②
	6		・第1回hyper-QU(4~6年) の結果の把握と支援の方法を 全職員で共通理解 ・生活アンケート【学校作成】 (1~3年) ・悩みや問題を抱えた児童の 把握と対応 ・子ども応援委員会との情報 共有 ・教育相談 ・第1回hyper-QU返却			いじめ等対策委員会全体会③ 研修①hyper-QU分析と活用I
	7	終業式 中津川野外 学習	・学級懇談会 ・保護者と情報共有			いじめ等対策委員会④ 研修②児童理解の方法
	8	部活動	・子ども応援委員会を交えた 事例検討会 ・部活動や出校日を中心に様子を把握			研修③事例検討会
2	9	始業式	※新学期観察 ・個人懇談会 ・保護者と情報共有	・自殺予防教育 (4~6年) ②パンフレットチェック	・いじめ防止教育 プログラム (1~3年) ・すてきなお兄さん、お姉さんを目指して (4~6年) ・学級ギネス大会をしよう	いじめ等対策委員会⑤
	10	遠足 修学旅行	・第2回hyper-QU実施 (4~6年) ・ヘルシングナル把握と対応 ・全職員で共通理解			いじめ等対策委員会⑥
	11	展覧会	・第2回hyper-QU(4~6年) の結果の把握と支援の方法を 全職員で共通理解 ・生活アンケート【学校作成】 (1~3年) ・悩みや問題を抱えた児童の 把握と対応 ・子ども応援委員会との情報 共有 ・教育相談			いじめ等対策委員会⑦ 研修④hyper-QU分析と活用II 研修⑤人権尊重教育
	12	人権週間 終業式	・第2回hyper-QU返却	・INGキャンペーン		いじめ等対策委員会全体会⑧ 研修⑥学年での児童支援
3	1	始業式		・自殺予防教育 (4~6年) ③パンフレットチェック	・いじめ防止教育 プログラム (1~3年) ・友達を思いやる心 (4~6年) ・違いをこえて	いじめ等対策委員会⑨
	2		・学級懇談会 ・保護者と共通理解 ・いじめ防止基本方針見直し			いじめ等対策委員会⑩
	3	卒業式 修了式	・hyper-QUなど、小中情報交換			幼保小連絡会 小中連絡会